

坂戸都市計画生産緑地地区の変更について

1 生産緑地地区の概要

地区	所在	面積	告示日
第19号	大字藤金字後谷	約0.24ha (2,374㎡)	平成4年12月9日

2 生産緑地地区の変更内容と変更理由

地区	変更内容	変更理由
第19号	廃止	生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過したため、所有者から市に対して生産緑地の買取りの申出があり、同法第14条の規定に基づき、行為制限が解除されたため。

【位置図】



3 都市計画変更に係る手続き

年月日	内容
令和6年11月19日	県知事との協議 ※県知事より、11月28日付けで異存ない旨回答。
令和7年 1月14日から 令和7年 1月28日まで	都市計画法第17条に基づく都市計画変更案の縦覧 ※縦覧者なし。意見書なし。
令和7年 3月27日	都市計画審議会へ諮問
令和7年 3月下旬(予定)	都市計画変更の告示